

新	旧	備考
<p>温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>平成 21 年 3 月 4 日 09-制度-00011  <u>沿革 平成 25 年 11 月 11 日 一部改正</u></p> <p>輸出契約及び仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる設備・機器に係るものに対する貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書及び貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書に基づき締結される貿易一般保険並びに貿易一般保険個別保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>地球環境保険特約 （略）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>附 則  この規程は、平成 21 年 3 月 6 日から実施する。  ただし、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書及び貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書に基づき締結される貿易一般保険に係る規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書又は貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書の締結日又は更新日から実施する。</p> <p><u>附 則</u>  <u>この改正は、平成 25 年 11 月 14 日から実施する。</u></p>	<p>温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>平成 21 年 3 月 4 日 09-制度-00011</p> <p>輸出契約及び仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる設備・機器に係るものに対する貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書及び貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書に基づき締結される貿易一般保険並びに貿易一般保険個別保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>地球環境保険特約 （略）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>附 則  この規程は、平成 21 年 3 月 6 日から実施する。  ただし、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書及び貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書に基づき締結される貿易一般保険に係る規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書又は貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書の締結日又は更新日から実施する。</p>	

<p>別紙 1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 原子力発電事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p>4. ウラン開発事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p>5. 植林事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p>6. CDM（クリーン開発メカニズム）事業及び J I（共同実施）事業（いずれも当該事業として日本政府に申請されたものに限る。）の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p>7. CCS（二酸化炭素回収・貯留）事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p><u>8. 我が国 Joint Crediting Mechanism 制度事業に係る輸出契約等</u></p>	<p>別紙 1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 原子力発電事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p>4. ウラン開発事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p>5. 植林事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p>6. CDM（クリーン開発メカニズム）事業及び J I（共同実施）事業（いずれも当該事業として日本政府に申請されたものに限る。）の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p> <p>7. CCS（二酸化炭素回収・貯留）事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等</p>	
---	---	--